# おばこく通信

令和７年６月１０日発行

## 特殊車両の取締を行いました！



尾花沢国道維持出張所では、新庄警察署と連携し、道路構造物の長寿命化と道路交通の安全を図るため、特殊車両の通行に対する指導・取締りを継続的に実施しています。今年度は５月２２日（木）に取締が行われ、違反車両はありませんでした。今後とも特殊車両の適正な運行にご理解とご協力をお願いいたします。
特殊車両運転手の皆様、お忙しい中ご協力いただきありがとうございました。



長さ・幅・高さの計測



マットスケールで重量確認

## 特殊車両が走行するには許可が必要です！

無許可や許可条件違反の車両走行は、道路や橋に悪影響を及ぼし
重大な事故の原因にもなりかねません。

## ルールを守り、道路を守りましょう！

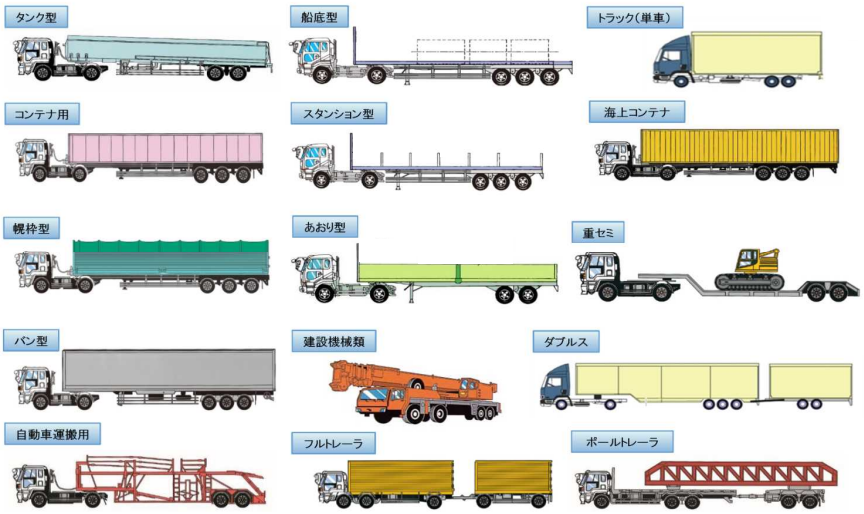
### ▼ 特殊車両に該当する車両

※下図のいずれかを超える車両が該当します。

| | 道路の構造による限度 |
|---|---|
| 長さ | 走行（連結・積載）状態で12m(※)<br>※トレーラー等連結車はほとんどこれを超えます。 |
| 幅 | 積載状態で2.5m |
| 高さ | 積載状態で3.8m<br>（一部道路では4.1m） |
| 総重量<br>（車＋乗員＋荷物） | 積載状態で20ｔ<br>（一部道路では最大25ｔ） |
| 軸重 | 積載状態で最大10ｔ |
| 最小回転半径 | 12.0m |

（※）車種や道路種別により特例があります。

### ▼ 代表的な特殊車両




国土交通省　山形河川国道事務所　尾花沢国道維持出張所
TEL　0237－23－2521　　FAX　0237－23－2523
HPアドレス　http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syucho/obaiji/